

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令について

### ① 車いす使用者用駐車施設

- (1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない(二輪車のための駐車場を除く)
- (2) 幅は3.5m以上とすること
- (3) 車いす使用者用駐車施設の表示すること
- (4) 移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること

### ② 移動等円滑化経路

- (1) 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること
- (2) 移動等円滑化経路上に段を設けないこと(ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない)
  - ・ 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とする
  - ・ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと
  - ・ 高さが75cm以上を超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること
  - ・ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること
- (4) 移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は80cm以上とすること
- (5) 移動等円滑化経路を構成する通路の幅は120cm以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること